

石河内第一発電所ほか5か所で発電する電気の売却仕様書

1 適用

本仕様書は、宮崎県企業局（以下「企業局」という。）が所有する石河内第一発電所ほか5か所（以下「対象発電所」という。）で発電する電気の売却に適用する。

2 内容

企業局は、対象発電所で発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力（以下「供給電力量」という。）を契約者に売却する。

3 対象発電所

| 所在地 | 発電所名 | 発電方式 | 運用調整 ^{※1} | 最大出力(kW) |
|----------------|---------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|
| 宮崎県児湯郡木城町大字石河内 | いしかわうちだいいち 石河内第一 | ダム水路式水力 (調整池式) | 可 ^{※2} | 22,200 |
| 宮崎県小林市須木下田 | たしろばえ 田代八重 | ダム式水力 (調整池式) | 可 | 5,800 |
| 宮崎県小林市須木下田 | あやだいいち 綾第一 | ダム水路式水力 (調整池式) | 可 | 南機 13,000 北機 12,000 |
| 宮崎県東諸県郡綾町大字入野 | あやだいに 綾第二 | ダム水路式水力 (調整池式) | 不可 | ^{※3} 28,000 |
| 宮崎県都城市高崎町笛水 | いわけがわ 岩瀬川 | ダム式水力 (調整池式) | 可 ^{※2} | 18,600 |
| 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 | さるせ 猿瀬 | ダム式水力 (流れ込み式) | 不可 | 1,700 |

※1 運用調整とは、発電時間や発電量の調整をいう。

※2 下流に他の水力発電所があることから、運用調整に当たっては、当該他の者の了承を得て実施する。

※3 綾第二発電所は、大規模改良事業により令和10年4月からFITで売却する見込みであり、令和10年3月末日までの試運転期間中は、FIT対象外として売却する。

4 契約期間及び売却期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(2) 売却期間

令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日午後12時まで

5 供給電力量

(1) 予定売却電力量

令和8年度：262,831,000kWh

令和9年度：276,053,000kWh

対象発電所の月別予定売却電力量は、別紙1のとおり。

なお、対象発電所は、水力発電であることから、気象状況等により供給電力量が変動するため、予定売却電力量を保証するものではない。また、予定売却電力量と実際の供給電力量に増減が生じた場合においても、契約者はその全量の供給を受けるとし、企業局は、予定売却電力量に満たない若しくは予定売却電力量より多いことに関して何らの責任を負わないものとする。

(2) 過去の月別実績供給電力量

対象発電所の令和5年度及び令和6年度の月別実績供給電力量は、別紙2のとおり。

(3) 過去の時間別実績発電電力量

対象発電所の令和5年度及び令和6年度の時間別実績発電電力量は、別紙3のとおり。

6 運用調整可能な発電所の運転方法

3の運用調整可能な発電所の運転は、河川の多目的利用の運営に支障を及ぼさない範囲において、契約者の指示するところによる。

7 対象発電所の発電計画

企業局は契約者に対し、対象発電所の発電計画を通知する。発電計画は最大4日後までのシミュレーション作成が可能であり、発電計画の通知方法や運転パターンの変更等については、企業局及び契約者との協議により定めることとするが、原則として企業局と契約者とで交わす運用申合書に定めるとおりとする。

なお、発電計画値は、卸電力市場又は需給調整市場が閉場する直前まで変更することができるものとし、やむを得ない理由により発電計画値の変更を要するときは、当事者の一方は、その相手方に対し、速やかに通告するものとする。

8 発電の停止、制限及び増加

次の事由により、企業局は対象発電所の発電を停止、制限又は増加できるものとする。また、発電計画の通知後においても運転パターンを変更することがある。

(1) 対象発電所の故障、点検

(2) 河川及びダム流入量変動

(3) 災害等の発生又はそのおそれのある場合

(4) 河川管理者、ダム管理者又は下流の水力発電事業者からの要請

(5) 一般送配電事業者の指示に基づく出力制御

(6) 電力広域的運営推進機構からの指示

(7) その他保安上必要がある場合

9 定期点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は対象発電所の保全及び維持のため、定期点検、修繕等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停止作業等」という。）ができるものとし、売却期間における停止作業等の予定については、別紙4に示すとおりとする。ただし、本予定は公告時点での計画であり、停止日数の変更や記載のない作業が生じることを妨げるものではない。

定期点検等の実施にあたって、原則として、企業局は停止作業等の日時を契約者に対し事前に通知することとするが、設備の不具合等により、緊急に作業等を実施する場合は、事後

に通知することができる。

10 電力量料金

契約者が企業局へ支払う毎月の電力量料金は、次の定めによる。

(1) 電力量料金の算定

毎月の電力量料金の算定方法は、当該月の供給電力量に入札価格（1kWhあたりの電力量料金単価）を乗じた額に消費税及び地方消費税を加えた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 電力量計の故障等

企業局は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに契約者にこれを通知するものとし、故障等の時間内における供給電力量の算定は、その都度、企業局及び契約者で協議の上、決定するものとする。

(3) 電力量料金の支払い

電力量料金の支払い方法は、企業局及び契約者で協議の上、定めるものとする。

11 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、発電停止計画などの電力広域的運営推進機関への提出その他手続きが必要な場合には、すべて契約者が行う。

12 環境価値の取扱い

(1) 環境価値の帰属

対象発電所で発電する電気には、非化石価値取引市場で取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値（再エネ指定あり）等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）を含むものとし、10に規定する電力量料金には環境価値相当分を含むものとする。

(2) 環境価値に係る認定申請

企業局は、公告時点において日本卸電力取引所の非化石価値取引会員ではない。契約者が特定卸供給事業者として電力と環境価値を調達する場合は契約者が認定申請を行い、小売電気事業者として電力と環境価値を調達する場合は企業局が認定申請を行うこととし、諸手続に係る費用は、全て契約者の負担とする。

(3) その他

環境価値に関する法令等に改正があった場合は、企業局及び契約者で協議するものとする。

13 容量市場の取扱い

(1) 容量市場収入の取扱い

企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得る収入については、10に規定する電力量料金による収入との精算を行わないものとする。

(2) 容量市場に係る企業局の対応業務への協力

契約者は、電力広域的運営推進機関と企業局との容量確保契約に基づき、企業局に課されるリクワイアメント及びアセスメントについて理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。

(3) 売却期間中の経済的ペナルティ

契約者の責めに帰すべき事由により容量市場のリクワイアメントの未達成が発生し、企業局が経済的ペナルティを受けることとなった場合は、その経済的ペナルティについて契約者が負担するものとし、その算定及び精算等の具体的な内容については、その都度、企業局及び契約者で協議の上、決定するものとする。

14 系統連系受電サービス料金（発電側課金）の取扱い

- (1) 契約者は、対象発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を負担し、発電側課金相当額として10に規定する電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項については、企業局及び契約者で協議の上、決定するものとする。
- (2) 発電側課金等に関する制度等に改正があった場合は、企業局及び契約者で協議するものとする。
- (3) 系統連系受電契約に係る公告時点での系統連系受電課金対象電力は、次のとおり。なお、対象発電所は、系統設備効率化割引区分の対象外である。

| 対象発電所 | 石河内第一 | 田代八重 | 綾第一 | 綾第二 ^{※4} | 岩瀬川 | 猿瀬 |
|-----------------------|---------|--------|---------|-------------------|---------|--------|
| 系統連系受電課金 対象電力 (kW) | 22, 128 | 5, 729 | 24, 929 | (27, 950) | 18, 520 | 1, 673 |

※4 綾第二発電所は、大規模改良事業に伴い系統連系受電契約は未締結であることから、想定値とする。

15 託送供給等の契約

- (1) 契約者は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、企業局と契約者の間で締結する電力受給契約（以下「本契約」という。）に係る電気の売却及び電力受給が遅滞なく行えるよう、速やかに契約者の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結しなければならない。また、企業局から求められた場合には、契約者と一般送配電事業者との託送供給等の契約の写しを提出するものとする。
- (2) 対象発電所は、一般送配電事業者と契約者との発電量調整供給契約により、本契約の範囲内において、契約者が発電契約者となる発電バランシンググループに所属するが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、契約者の責任において行うものとする。
- (3) 供給電力量の計量は、原則として、一般送配電事業者が受電地点毎に取り付けた計量器により、受電電圧と同位の電圧で計量されるが、田代八重発電所及び綾第一発電所については、一般送配電事業者が発電電力量と発電所内消費電力量をそれぞれ計量するため、受電電圧と異なる電圧で計量する個別の計量器を用いて、受電地点とみなした供給電力量の算出が行われている。
- (4) 契約者の希望により対象発電所に設置した電力量計から通信線を設ける際には、事前に企業局の承諾を受け、一般送配電事業者と協議した上で、工事を行うことができる。ただし、売却期間終了後は速やかに、設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は、全て契約者の負担とする。
- (5) 契約者は、本契約の期間満了又は解除があった場合は、次に企業局と契約を締結する者

に対して、名義の変更等、託送供給等の契約における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

16 記録

企業局及び契約者は、供給電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、互いにその記録の提示を求めることができるものとする。

17 運用申合書の締結

本契約に関する運用については、企業局及び契約者は双方協議して定め、運用申合書を作成するものとする。

18 法令等の遵守

本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守する。

19 守秘義務

企業局及び契約者は、本入札及び本契約の履行上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。

20 その他

本仕様書に定めのない事項について必要が生じた場合、又は、疑義が生じた場合は、企業局及び契約者との協議により定めるものとする。

21 参考資料

別紙 1 月別予定売却電力量

別紙 2 令和5年度及び令和6年度の月別実績供給電力量

別紙 3 令和5年度及び令和6年度の時間別実績発電電力量

別紙 4 発電停止計画